

2025 年 5 月 14 日

第 34 回新しい資本主義実現会議 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 年計画」の施策パッケージ案、論点案 に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 年計画」の施策パッケージ案

I. 目指すべき方向性及び施策パッケージ案全体について

- 「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を 1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させる」ことに賛成である。
- 昨年 11 月の総合経済対策では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を掲げ、3 年間の集中的な取り組みを行うとした。今回、2025 春季生活闘争の結果や国内外の情勢変化を踏まえた拡充策として「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 年計画」の施策パッケージ案を策定することは理解できるが、現下の米国の関税強化に対する外交交渉や国民経済に与える影響を最小化するための政策実施に際しては、機動的な対応を含め万全を期していただきたい。
- 「全国津々浦々での物価に負けない賃上げ」は、5 年後ではなく早急に実現・定着させるべきであり、最低賃金の中期目標の時間軸とは切り分ける必要がある。
- この間の政府の賃上げを促す取り組みを通じて賃上げのすそ野がどこまで広がったのか、なぜ中小企業・小規模事業者を念頭に置いた賃上げの支援策が必要なのか、現状認識と課題をわかりやすく国民に説明する項目を加えるべきである。

II. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

- 労務費を含む価格転嫁・取引適正化は道半ばであり、記載項目は、いずれも重要である。確実に実行できる環境整備に尽力いただきたい。
- 官民でのデフレマインドの払拭については、適正価格に対する国民の理解促進に資する政府広報や各関係省庁からの発信を強化するべきである。

III. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

(2)全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

- 希望する中小企業・小規模事業者への徹底的な伴走支援をサポートする体制整備と合わせて、生産性向上に向けた経営者の意識改革や気付きを促す働きかけ実施していただきたい。

(3)12 業種の「省力化投資促進プラン」の概要

- 12 業種ごとの賃上げ環境の整備に当たっては、業種ごとの特徴を踏まえ、個別企業の生産性向上支援策と「官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」を両輪で進めることが肝要であることを補強いただきたい。

(5)地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

- ②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

- 地方公務員等の副業・兼業の推進は、民間企業で働く労働者と同様に、副業・兼業と本業の労働時間を合算すると長時間労働につながるおそれがある。副業・兼業の許可基準には、労働者本人の意思により副業・兼業に従事する事はもちろんのこと、健康確保に加え「働き過ぎ」防止のための規定が必要である。

IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

- 「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」では、M&Aの売り手と買い手の支援、官民のM&A支援機能の強化が掲げられているが、M&Aの対象事業の維持・発展のためには、労働者の雇用維持に加え、安心して働き続けられる環境整備も重要であるため、「パッケージ」には「労働者保護ルールの強化」を大きな柱として位置づけるべきである。
- 雇用維持に関して、「M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討」が提案されているが、売り手と買い手の交渉力には格差がある場合が多く、M&A仲介事業者等による契約も存在することを踏まえれば、スキームの検討にとどまらず、より実効性の高い労働者保護施策などが必要である。
- 労働者が安心して働き続けるためには、労使協議などを通じた「雇用の安定」や「労働条件の維持・向上」が必要であり、それは結果として、その後の事業の維持・発展にも寄与すると考える。M&Aの売り手側の労使協議に加え、買い手側との間でも確実に労使協議が行われるなどの法整備を正面から検討すべきである。

V. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

- 労働組合のある企業のほうが、賃上げ率が高い結果が出ていることから、労働組合の有無にかかわらず全国津々浦々に物価に負けない賃上げの流れを波及させるためにも、地方版政労使会議の複数回開催を含め、より積極的な活用を検討すべきである。

(4)医療・介護・保育・福祉などの現場での公定価格の引上げ

- 医療・介護・保育・福祉等を担う人材を確保するには、現場で働くすべての人が、安心して働き続けられるよう、賃金の引き上げをはじめとする処遇改善と労働環境の改善が必要不可欠である。2024年度に、公定価格に賃上げのための加算などが講じられたが、決して十分とは言えない。現場を担うすべての労働者の継続的な賃上げが可能となるよう、国としてさらなる施策を実行していく必要がある。

論点案 1. 地方経済の高度化

- 全国の一つ一つの「交通空白」の解消に取り組むにあたっては、タクシー事業の営業区域の見直しや、安全確保を大前提とした自動運転技術など先進技術の活用も含め、あらゆる手段を検討すべきである。また、地域公共交通会議や法定協議会等で地域の実情を踏まえた検討を活性化するとともに、複数市町村にまたがる広域的交通については合同会議等を活用し、クロスセクター効果も踏まえた検討を進めるべきである。

あわせて、過疎地の移動手段を当該地方だけで解決するには、人・モノ・カネの課題がある。人口が東京に集中する要因の一つに公共交通網の充実があることを踏まえれば、すべての国民の住まいの選択と移動の自由を担保するためにも、

地方創生の基盤となる全国の公共交通のあり方については、国が前面に立って検討していく必要があると考える。

- 農林水産業を通じた地方の成長を推進するためには、担い手の育成・確保が不可欠である。農業においても、林業・漁業と同様に担い手について明記したうえで、収益力向上を通じた所得向上をはかるべきである。

論点案 2. 資産運用立国の推進

- 金融資産などへの投資は余剰資金によって行われるべきものであり、諸外国と比して長らく賃金が上がって来なかったわが国において、貯蓄にさえ十分に回せない層が多く存在することを認識すべきである。また、若年層や非正規雇用で働く者の資産形成の入り口は貯蓄であり、貯蓄の重要性にも触れるべきである。
- 家計の安定的な資産形成に向けて、全世代の国民が資産形成に前向きに取り組むには、幼少期から高齢期にいたるまで、ライフステージごとに反復して切れ目のない金融経済教育の提供が重要である。特に職域においては、中小企業や非正規雇用で働く方にも確実に教育機会が提供されるなど、誰一人取り残さない丁寧な対応が必要である。
- 企業型DCの商品提供のあり方は、労使の判断が尊重されるべきであり、過度な収益確保に走らないようリスク・リターン特性を十分に検討して決定するよう周知をはかる必要がある。
- 年金積立金は、被保険者から徴収された保険料の一部であり、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることから、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行われるべき。したがって、スタートアップへの成長投資の後押しを目的に、年金積立金の運用が行われるべきではない。また、GPIFの年金積立金の運用目標の達成に向けては、最低限のリスクで確保すべきであり、オルタナティブ資産への投資の拡大は慎重に検討されるべきである。

論点案 3. 2040年の産業構造・就業構造の推計

- 産業の構造変化に応じた人材需要を踏まえ、雇用形態や企業規模にかかわらず、構造変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すべきである。また、今後の本格的な労働供給制約の到来に備え、企業における生産性向上・省力化への設備投資などへの支援も強化すべきである。

以上